二八の三、四三二九の一、大字西金字蝙蝠岩二一〇五の三、字初神沢七八九、大字栃原字仲新田九九五の一、字冥加沢八五八、常陸太田市上大門町字逆川一七八八、字萱野一七八八の一、町屋町字峯田一七一四、下宮河内町字大藤六一六、字上中沢二七七四、二七七七の一から二七七七の三まで、字風呂前七二九、下高倉町字大平六四四の二、字三ケ草一〇五〇、字南ノ沢六五六の一、字芳ノ入八七八の一、花房町字青木山一六三二、一六六七、字砂川一六六五の一、字陳城山一〇六八の一、字天神山一〇七二の一、一〇七三、字保田山九九二、字間敷谷ツ一二二一の一、字間敷谷津一二二二、字割峯九七一の一、玉造町字上ノ山九〇一、九〇四の一、九〇七、高柿町字浅川九一九、九二〇、字御所平九六七、九六八の一、上宮河内町字田代三四八六、上高倉町字大戸中一八一二の一、一八二〇の一、字北ノ沢一五七三、字権現平一七八四の一、字竹ノ谷津一七九九の二、字戸中沢二〇三八の一、字水境一二の一、字森下二〇七六の一、字屋敷入九七三の一、上利員町字塙二八の一、字山口一七六六・一七七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七七三、赤土町字防ケ沢一一四の一、一一六の三、一三一の一、字向谷ツ一八二五の一から一八二五の四まで、一八二六、字山口一五〇八の一、一五〇八の三、大平町字富士山七五八の二、棚谷町字大谷津二〇八八の六、二〇八八の七、字ゲキ山二一八七の一、字滝ノ沢二〇三九の一二、字滝ケ沢二〇三九の一三（次の図に示す部分に限る。）、字椴木八津二〇八二の一、字弁天谷津二一八六の一、二一八六の二、二一八六の八、字松ノ窪三五四の三、三五四の四、竹合町字桐谷津五三四の一、五三四の二、字小金谷ツ一三〇四の一、字船見一三三七の一、一三四一の一、一三五〇の三、一三五五、字丸山三九七、三九八、四〇五の一、四〇五の二、中利員町字川原子八〇二の二、字新衛門谷ツ五〇〇、字狸谷津八〇八、天下野町字堂ケ谷津三〇一五の一、三〇一七の二、三〇二〇の一、字持府一九四五の三、字横落五二二三の一、五二二四の一、五二二五の一、五二二七の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁並びに関係市役所及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、柏崎都市計画事業柏崎駅前土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　縦覧開始の日　平成二十三年十一月二十二日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　新潟県柏崎市駅前二丁目二番四十一号　独立行政法人都市再生機構柏崎都市再生事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千二百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年三月十七日から平成三十年三月三十一日まで

三　施行地区　静岡県沼津市高島町、庄栄町、杉崎町、米山町、大手町一丁目、大字三枚橋の各一部

四　土地区画整理事業の名称　東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理事業

五　事務所の所在地　静岡県沼津市大手町一丁目一番三号　独立行政法人都市再生機構静岡東部都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十七日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十三年十一月二十一日

○国土交通省告示第千二百三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

北海道虻田郡喜茂別町

字富士見台　一六二番一　一九九番　二号

一三二番二　三号

一九八番　四号

七四番　五号

字鈴川　六号

四二番九　七号

三一一番地先河川敷　八号

○国土交通省告示第千二百四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　島根県福野地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

島根県松江市鹿島町

恵曇字福野　五三〇番一〇　一号

二〇五番　七号

四八八番　九号

二一六番三　十号

二一八番　十一号

二二〇番地先道路敷　十二号

恵曇字野名　二二九番一　二号

二二九番三　三号

恵曇字寺尾　二六五番二　四号

手結字中山　八二番一地先道路敷　五号

五番　六号

恵曇字魚見山　五七四番一　八号

○国土交通省告示第千二百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　佐賀県矢筈地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱八号から平成十四年国土交通省告示第四百六十号で指定した矢筈地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

佐賀県武雄市西川登町大字神六

字笹元　三〇〇三七番二　一号

三〇〇三八番一二地先道路敷　二号

三〇一二一番二　三号

三〇〇七〇番一　四号

三〇〇五五番一地先道路敷　五号

三〇〇四六番　六号

字辰石　三〇四一〇番地先道路敷　七号

三〇五二四番七　八号

○国土交通省告示第千二百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十三年十一月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　島根県下本郷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱三号と一号を昭和六十一年建設省告示第八百三号で指定した島根県下本郷地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

島根県益田市久城町

一二五七番四　一号

一九七番三　二号

二二九番　三号